



熊本県公報

号外 第16号
令和4年(2022年)
3月29日(火)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

○令和3年度(2021年度)予算の要領	(財政課)	1
○令和4年度(2022年度)予算の要領	(〃)	4

告 示

熊本県告示第278号の2

令和3年度(2021年度)熊本県の一般会計の補正予算が令和4年2月熊本県議会定例会において次のとおり議決されたので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定によりその要領を公表する。

令和4年(2022年)3月29日

熊本県知事 蒲島 郁夫

令和3年度熊本県一般会計補正予算(第19号)

令和3年度熊本県の一般会計の補正予算(第19号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,199,211千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,098,299,509千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の補正は、「第2表 繰越明許費補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
1 国庫支出金		301,571,440	6,783,173	308,354,613
	1 国庫負担金	51,229,033	824,287	52,053,320
	2 国庫補助金	247,695,051	5,958,886	253,653,937
2 繰 入 金		14,716,251	824,288	15,540,539
	1 基金繰入金	14,186,410	824,288	15,010,698
3 諸 収 入		97,304,677	591,750	97,896,427
	1 雜 入	17,135,824	591,750	17,727,574
歳 入 合 計		1,090,100,298	8,199,211	1,098,299,509

歳出				
款	項	補正前の額	補正額	計
1 民生費		千円 115,305,530	千円 1,465,649	千円 116,771,179
	1 社会福祉費	68,819,022	1,465,649	70,284,671
2 商工費		163,034,447	6,550,636	169,585,083
	1 商業費	137,136,103	6,550,636	143,686,739
3 教育費		140,177,823	182,926	140,360,749
	1 教育総務費	33,504,074	182,926	33,687,000
歳出合計		1,090,100,298	8,199,211	1,098,299,509

第2表 繰越明許費補正

変 更

款	項	金額	
		補正前	補正後
1 民 生 費		千円	千円
	1 社会福祉費	3,291,680	4,757,329
2 商 工 費		24,704,073	31,254,709
	1 商業費	24,704,073	31,254,709
3 教 育 費		1,204,162	1,387,088
	1 教育総務費	1,204,162	1,387,088
合 計		29,199,915	37,399,126

熊本県告示第278号の3

令和4年度(2022年度)熊本県の一般会計の予算及び特別会計の予算が令和4年2月熊本県議会定例会において次のとおり議決されたので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定によりその要領を公表する。

令和4年(2022年)3月29日

熊本県知事 蒲島郁夫

令和4年度熊本県一般会計予算

令和4年度熊本県の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 903,043,375千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、80,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 県 稅		千円 165,971,622
	1 県 民 税	45,906,071
	2 事 業 税	42,355,227
	3 地 方 消 費 税	31,568,931
	4 不 動 产 取 得 税	4,853,337
	5 県 た ば こ 税	2,031,227
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	585,629
	7 軽 油 引 取 税	14,727,065
	8 自 動 車 税	23,809,681
	9 鉱 区 税	9,745
	10 狩 猟 税	19,592
	11 産 業 廃 棄 物 税	105,117
2 地方消費税清算金		80,712,156
	1 地方消費税清算金	80,712,156

款	項	金額
3 地 方 譲 与 税		千円 24,654,627
	1 特別法人事業譲与税	22,065,735
	2 地方揮発油譲与税	2,206,781
	3 石油ガス譲与税	62,635
	4 自動車重量譲与税	146,621
	5 地方道路譲与税	1
	6 森林環境譲与税	163,572
	7 航空機燃料譲与税	9,282
4 地方特例交付金		602,890
	1 地方特例交付金	602,890
5 地 方 交 付 税		219,481,000
	1 地 方 交 付 税	219,481,000
6 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		288,722
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	288,722
7 分担金及び負担金		4,004,231

款	項	金額
		千円
	1 分 担 金	768,167
	2 負 担 金	3,236,064
8 使用料及び手数料		9,266,319
	1 使 用 料	6,398,749
	2 手 数 料	2,867,570
9 国 庫 支 出 金		177,930,002
	1 国 庫 負 担 金	43,141,338
	2 国 庫 補 助 金	132,183,400
	3 国 庫 委 託 金	2,605,264
10 財 産 収 入		1,546,989
	1 財 産 運 用 収 入	1,108,039
	2 財 産 売 払 収 入	438,950
11 寄 附 金		239,423
	1 寄 附 金	239,423
12 繰 入 金		60,009,828

款	項	金額
		千円
	1 特別会計繰入金	234,037
	2 基 金 繰 入 金	59,775,791
13 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
14 諸 収 入		81,591,565
	1 延滞金、加算金 及び過料等	122,268
	2 県預金利子	2,589
	3 貸付金元利収入	66,062,507
	4 受託事業収入	2,345,932
	5 収益事業収入	2,794,994
	6 利子割精算金収入	69
	7 雜 収 入	10,263,206
15 県 債		76,744,000
	1 県 債	76,744,000
歳 入 合 計		903,043,375

歳 出

款	項	金額
1 議 会 費		千円 1,308,700
	1 議 会 費	1,308,700
2 総 務 費		41,885,763
	1 総 務 管 理 費	13,822,582
	2 企 画 費	7,735,721
	3 徴 税 費	7,388,953
	4 市 町 村 振 興 費	6,922,107
	5 選 挙 費	1,357,234
	6 防 災 費	4,003,944
	7 統 計 調 査 費	347,369
	8 人 事 委 員 会 費	152,019
	9 監 査 委 員 費	155,834
3 民 生 費		107,364,600
	1 社 会 福 祉 費	62,106,518

款	項	金額
		千円
	2 児童福祉費	39,146,612
	3 生活保護費	4,934,040
	4 災害救助費	1,177,430
4衛生費		116,392,362
	1 公衆衛生費	101,168,642
	2 環境衛生費	12,446,595
	3 保健所費	1,523,416
	4 医薬費	1,253,709
5労働費		3,294,093
	1 労政費	224,939
	2 職業訓練費	2,685,560
	3 失業対策費	290,745
	4 労働委員会費	92,849
6農林水産業費		66,410,251
	1 農業費	17,732,571

款	項	金額
		千円
	2 畜 産 業 費	2,198,759
	3 農 地 費	22,745,568
	4 林 業 費	18,161,146
	5 水 産 業 費	5,572,207
7 商 工 費		80,361,187
	1 商 業 費	71,553,065
	2 工 鉱 業 費	7,032,206
	3 觀 光 費	1,775,916
8 土 木 費		84,360,746
	1 土 木 管 理 費	2,454,635
	2 道 路 橋 り よ う 費	36,977,217
	3 河 川 海 岸 費	32,732,551
	4 港 湾 費	4,997,368
	5 都 市 計 画 費	4,969,709
	6 住 宅 費	2,229,266

款	項	金額
9 警 察 費		千円 40,023,458
	1 警 察 管 理 費	35,698,446
	2 警 察 活 動 費	4,325,012
10 教 育 費		139,285,133
	1 教 育 総 務 費	33,151,761
	2 小 学 校 費	36,679,996
	3 中 学 校 費	21,242,714
	4 高 等 学 校 費	29,904,355
	5 特 別 支 援 学 校 費	13,107,125
	6 大 学 費	1,280,510
	7 社 会 教 育 費	2,065,288
	8 保 健 体 育 費	1,853,384
11 災 害 復 旧 費		22,508,015
	1 総 務 災 害 復 旧 費	3,408,487
	2 民 生 災 害 復 旧 費	1,970,114

款	項	金額
	3 農林水産業 災害復旧費	千円 7,100,817
	4 商工災害復旧費	203,132
	5 土木災害復旧費	9,464,012
	6 警察災害復旧費	2,271
	7 教育災害復旧費	359,182
12 公債費		102,048,848
	1 公債費	102,048,848
13 諸支出金		97,600,219
	1 繰出金	16,425,004
	2 ゴルフ場利用税 交付金	407,425
	3 利子割交付金	104,114
	4 利子割精算金	143
	5 地方消費税 清算金	31,056,328
	6 地方消費税 交付金	40,572,583
	7 配当割交付金	504,063

款	項	金額
	8 株式等譲渡所得割 交付金	千円 893,726
	9 軽油引取税 交付金	3,580,228
	10 所得割交付金	136,524
	11 環境性能割 交付金	792,900
	12 法人事業税 交付金	3,127,181
14 予備費		200,000
	1 予備費	200,000
歳出合計		903,043,375

第2表 債務負担行為

設 定

事 項	期 間	限 度 額
1 県庁舎空調設備改修事業 熊本市	令和5年度	千円 434,150
2 県庁舎新館改修工事設計業務 熊本市	令和5年度	31,150
3 県庁舎本館等LED照明設備改修事業 熊本市	令和5年度	436,870
4 県立劇場施設整備事業 熊本市	令和5年度	788,420
5 消防学校施設整備事業 益城町	令和5年度	640,863
6 母子家庭等の児童の身元保証 母子家庭等の児童の身元保証に関する条例 (昭和34年熊本県条例第38号)に基づく令和4年 度における身元保証契約に伴う損害賠償	令和4年度 ～令和7年度	7,500
7 動物愛護センター整備事業 宇城市	令和5年度	223,190
8 清水が丘学園整備事業 熊本市	令和5年度	654,653
9 生活保護世帯進学応援資金貸付 生活保護世帯から大学等へ進学する者に対する 生活費等資金の貸付け	令和5年度 ～令和7年度	6,303
	年次別内訳 令和5年度 令和6年度 令和7年度	2,101 2,101 2,101
10 医師修学資金貸付 医師修学資金貸与条例(平成20年熊本県条例 第45号)に基づく貸与契約に伴う修学資金の貸 付け	令和5年度 ～令和9年度	57,435
	年次別内訳 令和5年度 令和6年度 令和7年度 令和8年度 令和9年度	11,487 11,487 11,487 11,487 11,487
11 職業能力開発拠点整備事業 熊本市	令和5年度	1,098,848

事 項	期 間	限 度 額											
12 障がい者訓練委託業務	令和5年度	千円 2,605											
13 離職者訓練等委託業務	令和5年度	174,823											
14 農地売買等支援事業等損失補償 菊池地域農業協同組合（以下「JA菊池」という。）が公益財団法人熊本県農業公社に1億5,000万円を限度額として農地売買等支援事業等資金を融資したことについて損失を受けた場合、県がJA菊池に行う損失補償	令和4年度～令和14年度	90,000											
15 農地売買等支援事業損失補償 公益社団法人全国農地保有合理化協会（以下「協会」という。）が公益財団法人熊本県農業公社に10億円を限度額として農地売買等支援事業資金を貸し付けたことについて損失を受けた場合、県が協会に行う損失補償	令和4年度～令和14年度	600,000											
16 農地中間管理機構条件整備損失補償 公益社団法人全国農地保有合理化協会（以下「協会」という。）が公益財団法人熊本県農業公社に1億2,200万円を限度額として農地中間管理事業に係る条件整備資金を貸し付けたことについて損失を受けた場合、県が協会に行う損失補償	令和4年度～令和14年度	74,000											
17 農業近代化資金利子補給 農業協同組合等が農業近代化資金を農業者等に対し、令和4年度において総額57億円の範囲内で融資する場合の農業協同組合等に対する利子補給	令和5年度～令和25年度	626,776											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>期 間</th> <th>利子補給率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人 農 協 銀 行</td> <td>15年 以 内</td> <td>年1.30 % 以内</td> </tr> <tr> <td>共 同 農 協</td> <td rowspan="2">20年 以 内</td> <td>年1.30 % 以内</td> </tr> <tr> <td>銀 行</td> <td>年0.80 % 以内</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	期 間	利子補給率	個人 農 協 銀 行	15年 以 内	年1.30 % 以内	共 同 農 協	20年 以 内	年1.30 % 以内	銀 行	年0.80 % 以内	年次別内訳 令和5年度 令和6年度 令和7年度 令和8年度 令和9年度 令和10年度 令和11年度 令和12年度 令和13年度 令和14年度 令和15年度 令和16年度 令和17年度 令和18年度 令和19年度 令和20年度 令和21年度 令和22年度 令和23年度 令和24年度 令和25年度	66,971 69,293 69,100 65,159 59,673 54,258 48,549 42,987 37,425 31,949 26,299 20,738 15,175 9,638 4,052 2,097 1,557 1,089 615 145 7
区 分	期 間	利子補給率											
個人 農 協 銀 行	15年 以 内	年1.30 % 以内											
共 同 農 協	20年 以 内	年1.30 % 以内											
銀 行		年0.80 % 以内											

事 項	期 間	限 度 額
18 農業経営負担軽減支援資金利子補給 農業協同組合等が、既往債務の負担軽減を図るために必要な資金を、地域農業の担い手となる意欲ある農業者等に対し、令和4年度において総額5億円の範囲内で融資する場合の農業協同組合等に対する利子補給	令和5年度 ～令和20年度	千円 46,742
	年次別内訳	
	令和5年度	6,080
	令和6年度	6,250
	令和7年度	6,250
	令和8年度	5,716
	令和9年度	5,017
	令和10年度	4,310
	令和11年度	3,603
	令和12年度	2,897
	令和13年度	2,190
	令和14年度	1,483
	令和15年度	1,113
	令和16年度	848
	令和17年度	588
	令和18年度	327
	令和19年度	67
	令和20年度	3
15年以内	年1.30%以内	
19 指定野菜価格安定対策資金支払保証 一般社団法人熊本県野菜価格安定資金協会（以下「協会」という。）が、独立行政法人農畜産業振興機構に対して支払う指定野菜価格安定対策資金に不足を生じた場合、県が協会に対しその不足額を補助する支払保証	令和4年度 ～令和5年度	698,076
20 契約指定野菜安定供給資金支払保証 一般社団法人熊本県野菜価格安定資金協会（以下「協会」という。）が、独立行政法人農畜産業振興機構に対して支払う契約指定野菜安定供給資金に不足を生じた場合、県が協会に対しその不足額を補助する支払保証	令和4年度 ～令和5年度	4,054
21 第一海路口地区農業生産基盤整備事業 熊本市	令和5年度 ～令和6年度	420,000
	年次別内訳	
	令和5年度	320,000
	令和6年度	100,000
22 画図東部2期地区農業生産基盤整備事業 熊本市	令和5年度	210,000
23 津口・芝口1期地区農業生産基盤整備事業 八代市	令和5年度 ～令和7年度	1,290,000
	年次別内訳	
	令和5年度	300,000
	令和6年度	450,000
	令和7年度	540,000

事 項	期 間	限 度 額
24 梅林地区農業生産基盤整備事業 玉名市	令和5年度	千円 156,000
25 大開地区農業生産基盤整備事業 玉名市	令和5年度 ～令和6年度	462,000
	年次別内訳 令和5年度 令和6年度	300,000 162,000
26 荒木浜地区農業生産基盤整備事業 上天草市	令和5年度	75,000
27 上杉地区農村地域防災減災事業 熊本市	令和5年度 ～令和8年度	1,864,000
	年次別内訳 令和5年度 令和6年度 令和7年度 令和8年度	422,000 649,000 480,000 313,000
28 網田地区農村地域防災減災事業 宇土市	令和5年度 ～令和6年度	631,000
	年次別内訳 令和5年度 令和6年度	370,000 261,000
29 松原地区農村地域防災減災事業 宇土市	令和5年度 ～令和8年度	5,250,000
	年次別内訳 令和5年度 令和6年度 令和7年度 令和8年度	1,500,000 1,700,000 1,200,000 850,000
30 益南地区農村地域防災減災事業 宇城市	令和5年度	150,000
31 砂川地区農村地域防災減災事業 宇城市	令和5年度 ～令和8年度	2,826,000
	年次別内訳 令和5年度 令和6年度 令和7年度 令和8年度	346,000 1,284,000 888,000 308,000
32 豊川中央地区農村地域防災減災事業 宇城市	令和5年度	200,000

事 項		期 間	限 度 額
33	平原地区農村地域防災減災事業 長 洲 町	令和5年度 ～令和6年度	千円 250,000
		年次別内訳 令和5年度 令和6年度	150,000 100,000
34	竜北地区農村地域防災減災事業 水 川 町	令和5年度 ～令和6年度	1,510,000
		年次別内訳 令和5年度 令和6年度	710,000 800,000
35	漁業近代化資金利子補給 漁業協同組合等が漁業近代化資金を漁業者等 に対し、令和4年度において総額8億5,500万円 の範囲内で融資する場合の漁業協同組合等に対 する利子補給	令和5年度 ～令和24年度	82,257
		年次別内訳 令和5年度 令和6年度 令和7年度 令和8年度 令和9年度 令和10年度 令和11年度 令和12年度 令和13年度 令和14年度 令和15年度 令和16年度 令和17年度 令和18年度 令和19年度 令和20年度 令和21年度 令和22年度 令和23年度 令和24年度	7,305 7,305 7,305 7,082 6,635 6,189 5,741 5,294 4,847 4,400 3,954 3,506 3,059 2,613 2,166 1,748 1,360 971 583 194
個人施設等資金	130トン未満の漁船 その他の施設	20年 以内	年1.30% 以内
共同施設等資金利用	育成期間が通常1年以上で ある水産動植物の種苗の購 入又は育成に必要な資金	5年 以内	
	農林中央金庫が漁業協同組 合に貸し付ける資金	20年 以内	年0.70% 以内
36	漁業経営維持安定対策利子補給 漁業協同組合等が漁業経営維持安定資金を漁 業者に対し、令和4年度において総額8,000万円 の範囲内で融資する場合の漁業協同組合等に対 する利子補給	令和5年度 ～令和14年度	6,767
		年次別内訳 令和5年度 令和6年度 令和7年度 令和8年度 令和9年度 令和10年度 令和11年度 令和12年度 令和13年度 令和14年度	1,041 1,043 1,041 966 817 670 520 371 223 75
期 間	利子補給率		
10年以内	年1.30%以内		
37	漁業取締船「ひご」・「あまくさ」代船建造事業	令和5年度	748,241

事 項	期 間	限 度 額
38 中小企業対策融資損失補償 金融機関が中小企業対策融資として総額190億円の範囲内で融資した資金について熊本県信用保証協会が保証債務の履行をした場合の損失補償	令和4年度 ～令和17年度	千円 217,920
39 中小企業協同組合等設備投資促進利子助成 高度化に取り組む中小企業協同組合等が、経営革新計画に基づく設備投資のために必要な資金を金融機関から借り入れた場合の中小企業協同組合等に対する利子助成	令和5年度 ～令和14年度	12,004
	年次別内訳 令和5年度 令和6年度 令和7年度 令和8年度 令和9年度 令和10年度 令和11年度 令和12年度 令和13年度 令和14年度	2,000 2,000 1,778 1,556 1,334 1,112 889 667 445 223
10年以内	年1.0%以内	
40 福岡事務所施設賃借	令和5年度 ～令和6年度	19,519
	年次別内訳 令和5年度 令和6年度	10,184 9,335
41 企業立地促進費補助	令和5年度 ～令和8年度	1,200,000
	年次別内訳 令和5年度 令和6年度 令和7年度 令和8年度	300,000 300,000 300,000 300,000
42 道路改築事業 (国道266号新大矢野トンネル) 上天草市	令和5年度 ～令和7年度	4,800,000
	年次別内訳 令和5年度 令和6年度 令和7年度	1,800,000 1,500,000 1,500,000
43 地域道路改築事業 (国道389号下田南4号トンネル) 天草市	令和5年度 ～令和6年度	1,600,000
	年次別内訳 令和5年度 令和6年度	800,000 800,000

事 項	期 間	限 度 額
44 熊本工業高校実習棟改築工事 熊 本 市	令和5年度	千円 1,133,666
45 小川工業高校実習棟改築工事 宇 城 市	令和5年度	1,362,379
46 県立高等学校仮設校舎賃借	令和5年度 ～令和9年度	681,521
	年次別内訳	
	令和5年度	165,248
	令和6年度	198,297
	令和7年度	198,297
	令和8年度	111,082
	令和9年度	8,597
47 県立高等学校空調設備整備事業 八 代 市 ほか2市町	令和5年度	144,321
48 球磨支援学校整備事業 多 良 木 町	令和5年度	1,906,999
49 県立美術館分館改修事業 熊 本 市	令和5年度	212,842
50 県営農地等災害復旧事業	令和5年度 ～令和7年度	3,500,000
	年次別内訳	
	令和5年度	100,000
	令和6年度	1,700,000
	令和7年度	1,700,000
51 中小企業等復旧・復興支援利子助成 復旧事業に取り組む中小企業者等が、中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金に係る自己負担分の費用を金融機関から借り入れた場合の中小企業者等に対する利子助成	令和5年度 ～令和24年度	9,539
	年次別内訳	
	令和5年度	829
	令和6年度	829
	令和7年度	829
	令和8年度	805
	令和9年度	756
	令和10年度	707
	令和11年度	658
	令和12年度	610
	令和13年度	561
	令和14年度	512
	令和15年度	464
	令和16年度	415
	令和17年度	366
	令和18年度	317
	令和19年度	269
	令和20年度	220
	令和21年度	171
	令和22年度	122
	令和23年度	74
	令和24年度	25
期 間		利子助成率
20年以内		年2.0%以内

事 項	期 間	限 度 額
52 地方債証券の共同発行によって生ずる連帯債務 他の地方公共団体と共同して発行する地方債証券について、連帯して償還及び利息の支払をなす債務	令和4年度 ～令和14年度	千円 元金 1,170,000,000 千円及びその利息に相当する金額
53 県有施設等管理業務	令和5年度	1,430
54 情報処理関連業務	令和5年度 ～令和9年度	291,553
	年次別内訳 令和5年度 令和6年度 令和7年度 令和8年度 令和9年度	108,559 46,128 45,734 45,734 45,398
55 事務機器等賃借	令和5年度 ～令和11年度	2,780,037
	年次別内訳 令和5年度 令和6年度 令和7年度 令和8年度 令和9年度 令和10年度 令和11年度	589,830 569,566 568,445 567,759 386,931 83,301 14,205

第3表 地 方 債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利 率	償還の方法
職業能力開発校整備事業費	790,000	(借入先) 財務省、地方公共団体金融機構、会社、その他 (借入方法) 証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)(その他)	年5.0% 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	据置期間を含め30年以内 (ただし、半年賦元利均等償還又は元金均等償還、満期一括償還等)
土地改良国庫補助事業費	2,619,000			ただし、県財政の都合により、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。
農地海岸保全国庫補助事業費	412,000			
農地防災国庫補助事業費	231,000			
湛水防除国庫補助事業費	469,000			
林道国庫補助事業費	567,000			
治山国庫補助事業費	3,611,000			
保安林整備国庫補助事業費	202,000			
沿岸漁場整備国庫補助事業費	174,000			
漁港国庫補助事業費	381,000			
漁港海岸保全国庫補助事業費	8,000			
觀光施設整備事業費	120,000			
道路橋りょう国庫補助事業費	5,720,000			
道路維持国庫補助事業費	2,688,000			
河川国庫補助事業費	1,860,000			

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
砂防国庫補助事業費	千円 3,490,000	(借入先) 財務省、地方公共団体金融機構、会社、その他 (借入方法) 証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)(その他)	年5.0% 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	据置期間を含め30年以内 半年賦元利均等償還又は元金均等償還、満期一括償還等
河川海岸保全国庫補助事業費	152,000			
港湾建設国庫補助事業費	330,000			
土地区画整理事業費	231,000			
街路国庫補助事業費	715,000			
都市公園整備事業費	122,000			
空港直轄事業負担金	94,000			
土地改良直轄事業負担金	576,000			
農地海岸直轄事業負担金	466,000			
道路直轄事業負担金	5,411,000			
河川直轄事業負担金	5,713,000			
砂防直轄事業負担金	873,000			
港湾直轄事業負担金	1,037,000			
鉄道施設過年発生国庫補助事業費	677,000			
福祉施設過年発生国庫補助事業費	567,000			

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
耕地災害補助事業費 過年発生国庫補助事業費	千円 83,000	(借入先) 財務省、地方公共団体金融機構、会社、その他 (借入方法)	年5.0% 以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる資金	据置期間を含め 30年以内 半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等
治山災害補助事業費 現年発生国庫補助事業費	2,000	証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。) (その他)	について、利率の見直しを行った後において	ただし、県財政の都合により、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。
治山災害補助事業費 過年発生国庫補助事業費	332,000	工事その他の都合により、一部又は全部を翌年度以降に繰り下げて借り入れができる。	は、当該見直し後の利率)	
漁港災害補助事業費 現年発生国庫補助事業費	6,000	発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額を加算した額を限度額とする		
公共土木事業費 現年発生国庫補助事業費	329,000			
公共土木事業費 過年発生国庫補助事業費	2,155,000			
教育施設費 過年発生国庫補助事業費	81,000			
土地改良直轄災害復旧事業負担金	14,000			
総合庁舎整備事業費	1,998,000			
県立劇場整備事業費	21,000			
地域公共交通確保維持改善事業費	514,000			
防災施設整備事業費	412,000			
くまもと県民交流館整備事業費	5,000			
総合相談所整備費	70,000			

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
心身障害児福祉施設整備事業費	千円 27,000	(借入先) 財務省、地方公共団体金融機構、会社、その他 (借入方法) 証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。) (その他)	年5.0% 以内 利率見直し 方式で借り入れる資金	据置期間を含め 30年以内 半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償還等
老人福祉施設整備事業費	40,000			
保健環境科学研究所整備事業費	53,000			
環境センター整備事業費	63,000			
保健所整備事業費	6,000			
技術短期大学校整備事業費	54,000			
農業公園整備事業費	6,000			
農業大学校整備事業費	268,000			
単県農業農村整備事業費	4,000	発行価格が額面 金額を下回るときは、その発行差額 をうめるため必要な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。		
単県林道整備事業費	23,000			
単県治山事業費	99,000			
森林公園整備事業費	9,000			
単県漁港整備事業費	51,000			
くまモンスクエア整備事業費	108,000			
単県道路整備事業費	1,822,000			
単県河川整備事業費	6,761,000			
単県砂防整備事業費	1,446,000			

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
単県河川海岸整備事業費	千円 249,000	(借入先) 財務省、地方公共団体金融機構、会社、その他	年5.0% 以内	据置期間を含め 30年以内
単県港湾整備事業費	538,000	共団体金融機関、(ただし、利率見直し)		半年賦元利均等 償還又は元金均等
天草空港整備事業費	60,000	(借入方法) 証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後において	償還、満期一括償還等
交通安全施設整備事業費	267,000	(その他)	利率の見直しを行った後において	ただし、県財政の都合により、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。
私立学校施設整備事業費	4,000			
県立高等学校整備事業費	3,633,000	工事その他の都合により、一部又は全部を翌年度以降に繰り下げて借り入れができる。		
社会教育施設整備事業費	239,000			
県立美術館整備事業費	9,000			
県営体育施設整備事業費	126,000	発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額を加算した額を限度額とする		
総務施設過年発生単県災害復旧事業費	1,993,000			
耕地過年発生単県災害復旧事業費	418,000			
治山現年発生単県災害復旧事業費	23,000			
漁港現年発生単県災害復旧事業費	2,000			
公共土木現年発生単県災害復旧事業費	274,000			

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
公 共 土 木 過 年 発 生 単 県 災 害 復 旧 事 業 費	千円 102,000	(借入先) 財務省、地方公 共団体金融機構、 会社、その他 (借入方法)	年5.0% 以 内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	据置期間を含め 30年以内 半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等
教 育 施 設 過 年 發 生 单 県 災 害 復 旧 事 業 費	14,000	証書借入又は証 券発行(他の地方 公共団体との共同 発行を含む。) (その他) 工事その他の都 合により、一部又 は全部を翌年度以 降に繰り下げて借 り入れができる。		
臨 時 財 政 対 策 債	11,544,000	発行価格が額面 金額を下回るとき は、その発行差額 をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。		ただし、県財政 の都合により、繰 上償還をなし、又 は借換えをするこ とができる。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
公 有 林 整 備 費 事 業	千円 81,000	(借入先) 財務省、地方公共団体金融機構、会社、その他 (借入方法) 証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。) (その他) 工事その他の都合により、一部又は全部を翌年度以降に繰り下げて借り入れができる。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。	年5.0% 以 内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	据置期間を含め50年以内 年賦元利均等償還又は元金均等償還等 ただし、県財政の都合により、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。
計	76,744,000			

令和4年度熊本県中小企業振興資金特別会計予算

令和4年度熊本県の中小企業振興資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 695,478千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金		千円 25
	1 一般会計繰入金	25
2 繰 越 金		5,817
	1 繰 越 金	5,817
3 諸 収 入		689,636
	1 貸付金元利収入	686,336
	2 雜 入	3,300
歳 入 合 計		695,478

歳 出

款	項	金額
1 商 工 費		千円 11,291
	1 中小企業振興資金	11,291
2 公 債 費		635,083
	1 公 債 費	635,083
3 諸 支 出 金		49,104
	1 繰 出 金	49,104
歳 出 合 計		695,478

令和4年度熊本県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

令和4年度熊本県の母子父子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ96,564千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰 越 金		千円 13,063
	1 繰 越 金	13,063
2 諸 収 入		83,501
	1 貸付金元利収入	83,501
歳 入 合 計		96,564

歳 出

款	項	金額
1 民 生 費		千円 96,564
	1 母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金	96,564
歳 出 合 計		96,564

第2表 債務負担行為

設 定

事 項	期 間	限 度 額
母子父子寡婦福祉資金貸付 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に基づき実施する母子及び父子並びに寡婦に対する技能習得資金、生活資金、修学資金及び修業資金等の貸付け	令和5年度 ～令和10年度	千円 377,718
	年次別内訳	
	令和5年度	62,953
	令和6年度	62,953
	令和7年度	62,953
	令和8年度	62,953
	令和9年度	62,953
	令和10年度	62,953

令和4年度熊本県収入証紙特別会計予算

令和4年度熊本県の収入証紙特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,800,000千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 証 紙 収 入		千円 2,600,000
	1 証 紙 収 入	2,600,000
2 繰 越 金		200,000
	1 繰 越 金	200,000
歳 入 合 計		2,800,000

歳 出

款	項	金額
1 諸 支 出 金		千円 2,800,000
	1 繰 出 金	2,800,000
歳 出 合 計		2,800,000

令和4年度熊本県立高等学校実習資金特別会計予算

令和4年度熊本県の県立高等学校実習資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 389,226千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
		千円
1 使用料及び手数料		21,402
	1 使用料	21,402
2 財産収入		176,634
	1 財産運用収入	274
	2 財産売払収入	176,360
3 繰入金		117,571
	1 一般会計繰入金	106,287
	2 基金繰入金	11,284
4 繰越金		73,619
	1 繰越金	73,619
歳入合計		389,226

歳 出		
款	項	金 額
1 教 育 費		千円 389,226
	1 高 等 学 校 費	389,226
歳 出 合 計		389,226

令和4年度熊本県港湾整備事業特別会計予算

令和4年度熊本県の港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,854,755千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 使用料及び手数料		千円 850,432
	1 使用料	850,432
2 財産収入		80,000
	1 財産売払収入	80,000
3 繰入金		824,105
	1 一般会計繰入金	824,105
4 繰越金		16,519
	1 繰越金	16,519
5 諸収入		10,899
	1 雜入	10,899
6 県債		1,072,800
	1 県債	1,072,800
歳入合計		2,854,755

歳 出

款	項	金額
1 土木費		千円 1,057,793
	1 港湾費	1,057,793
2 公債費		1,796,962
	1 公債費	1,796,962
歳出合計		2,854,755

第2表 債務負担行為

設 定

事 項	期 間	限 度 額
1 八代港コンテナターミナル管理運営業務	令和5年度	千円 2,117
2 物流拠点機能向上事業 (ガントリークレーン) 熊本市	令和5年度 ～令和6年度	1,303,000
	年次別内訳 令和5年度 令和6年度	650,000 653,000

第3表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
港湾整備事業費	1,072,800 千円	(借入先) 財務省、地方公共団体金融機構、会社、その他 (借入方法) 証書借入又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。） (その他) 工事その他の都合により、一部又は全部を翌年度以降に繰り下げて借り入れができる。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。	年5.0% 以 内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	据置期間を含め30年以内 半年賦元利均等償還又は元金均等償還、満期一括償還等 ただし、県財政の都合により、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。

令和4年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計予算

令和4年度熊本県の臨海工業用地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ80,408千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 財 産 収 入		千円 38,770
	1 財 産 運 用 収 入	38,770
2 繰 越 金		41,638
	1 繰 越 金	41,638
歳 入 合 計		80,408

歳 出

款	項	金 額
1 土 木 費		千円 80,408
	1 港 湾 費	80,408
歳 出 合 計		80,408

令和4年度熊本県育英資金等貸与特別会計予算

令和4年度熊本県の育英資金等貸与特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 724,323千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 財産収入		千円 920
	1 財産運用収入	920
2 繙越金		35,392
	1 繙越金	35,392
3 諸収入		688,011
	1 貸付金元利収入	688,011
歳入合計		724,323

歳 出

款	項	金額
1 教育費		千円 724,323
	1 育英資金	724,323
歳出合計		724,323

令和4年度熊本県林業改善資金特別会計予算

令和4年度熊本県の林業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 810,920千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 繰 入 金		千円 678
	1 一般会計繰入金	678
2 繰 越 金		269,334
	1 繰 越 金	269,334
3 諸 収 入		540,908
	1 貸付金元利収入	374,658
	2 雜 入	166,250
歳 入 合 計		810,920

歳 出		
款	項	金 額
1 農 林 水 産 業 費		千円 810,915
	1 林 業 改 善 資 金	810,915
2 諸 支 出 金		5
	1 繰 出 金	5
歳 出 合 計		810,920

令和4年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計予算

令和4年度熊本県の沿岸漁業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 155,976千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 繰 入 金		千円 771
	1 一般会計繰入金	771
2 繰 越 金		76,951
	1 繰 越 金	76,951
3 諸 収 入		78,254
	1 貸付金元利収入	78,254
	歳 入 合 計	155,976

歳 出

款	項	金額
1 農林水産業費		千円 155,976
	1 沿岸漁業改善資金	155,976
	歳 出 合 計	155,976

令和4年度熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計予算

令和4年度熊本県の市町村振興資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,194,144千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰 越 金		千円 774,504
	1 繰 越 金	774,504
2 諸 収 入		1,419,640
	1 貸 付 金 元 利 収 入	1,419,640
	歳 入 合 計	2,194,144

歳 出		
款	項	金 額
1 総務費		千円 2,103,144
	1 市町村振興資金	2,103,144
2 諸支出金		91,000
	1 繰出金	91,000
歳 出 合 計		2,194,144

令和4年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計予算

令和4年度熊本県の高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 276,572千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 財産収入		千円 26,606
	1 財産運用収入	26,606
2 繰入金		35,049
	1 一般会計繰入金	35,049
3 繰越金		214,917
	1 繰越金	214,917
歳入合計		276,572

歳 出

款	項	金額
1 商 工 費		千円 240,618
	1 工 鉱 業 費	240,618
2 公 債 費		17,293
	1 公 債 費	17,293
3 諸 支 出 金		18,661
	1 繰 出 金	18,661
歳 出 合 計		276,572

令和4年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計予算

令和4年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,734,414千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 チッソ貸付費		千円 107,320
	1 諸 収 入	107,320
2 水俣病問題解決支援財団出資費		276,268
	1 繼 入 金	276,268
3 支 援 措 置 費		1,594,362
	1 国 庫 支 出 金	429,282
	2 繼 入 金	1,059,080
	3 県 債	106,000
4 一時金支払関係費 支 援 費		756,464
	1 繼 入 金	756,464
歳 入 合 計		2,734,414

歳 出

款	項	金額
1 チッソ貸付費		千円 536,602
	1 公債費	536,602
2 水俣病問題解決支援財団出資費		276,268
	1 公債費	276,268
3 支援措置費		1,165,080
	1 環境費	106,000
	2 公債費	1,059,080
4 一時金支払関係費		756,464
	1 公債費	756,464
歳出合計		2,734,414

第2表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
チッソ特別 貸付資金	千円 106,000	(借入先) 財務省、その他 (借入方法) 証書借入又は証 券発行	年5.0% 以 内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	据置期間を含め 20年以内 半年賦元利均等 償還等 ただし、県財政 の都合により、繰 上償還をなし、又 は借換えをするこ とができる。

令和4年度熊本県公債管理特別会計予算

令和4年度熊本県の公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ105,380,787千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 財産収入		千円 396,804
	1 財産運用収入	396,804
2 繰入金		55,397,470
	1 一般会計繰入金	37,522,470
	2 基金繰入金	17,875,000
3 県債		49,586,513
	1 県債	49,586,513
歳入合計		105,380,787

歳 出

款	項	金額
1 公 債 費		千円 105,380,787
	1 公 債 費	105,380,787
歳 出 合 計		105,380,787

第2表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
借 换 債	千円 49,586,513	(借入先) 会社、その他 (借入方法) 証書借入又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。） (その他) 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。	年5.0% 以 内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入れの年から据置期間を含め30年以内 半年賦元利均等償還又は元金均等償還、満期一括償還等 ただし、県財政の都合により、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。

令和4年度熊本県国民健康保険事業特別会計予算

令和4年度熊本県の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ192,280,827千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 分担金及び負担金		千円 55,261,317
	1 負 担 金	55,261,317
2 国 庫 支 出 金		58,643,832
	1 国 庫 負 担 金	37,398,855
	2 国 庫 補 助 金	21,244,977
3 財 産 収 入		27,680
	1 財 産 運 用 収 入	27,680
4 繰 入 金		12,355,704
	1 一般会計繰入金	11,795,704
	2 基 金 繰 入 金	560,000
5 繰 越 金		1,181,081
	1 繰 越 金	1,181,081
6 諸 収 入		64,811,213
	1 雜 入	64,811,213

款	項	金額
		千円
歳 入 合 計		192,280,827

歳 出		
款	項	金額
1 民 生 費		千円 192,104,100
	1 社 会 福 祉 費	192,104,100
2 衛 生 費		176,727
	1 公 衆 衛 生 費	176,727
歳 出 合 計		192,280,827

令和4年度熊本県流域下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度熊本県流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 流域関連市町村数	11市町村
(2) 年間総処理水量	30,300,215 m ³
(3) 1日平均処理水量	83,014 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
イ 熊本北部流域下水道建設事業	300,000千円
ロ 球磨川上流流域下水道建設事業	70,000千円
ハ 八代北部流域下水道建設事業	335,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

取 入	
第1款 流域下水道事業収益	3,277,562千円
第1項 営業収益	1,493,067千円
第2項 営業外収益	1,784,495千円

支 出	
第1款 流域下水道事業費用	3,256,857千円
第1項 営業費用	3,158,013千円
第2項 営業外費用	98,844千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額497,954千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額49,553千円及び過年度分損益勘定留保資金448,401千円で補てんするものとする。)。

取 入	
第1款 資本的収入	929,561千円
第1項 企業債	376,600千円
第2項 補助金	370,000千円
第3項 負担金	174,100千円
第4項 長期貸付金償還金	8,861千円

支 出	
第1款 資本的支出	1,427,515千円
第1項 建設改良費	727,012千円
第2項 企業債償還金	691,642千円
第3項 他会計借入金償還金	8,861千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
八代北部流域下水道建設事業 (ポンプ場新設等) 八代市	令和5年度	165,000 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
熊本北部流域 下水道事業費	80,000	(借入先) 銀行、地方公共団 体金融機構、財務省、 会社、その他 (借入方法) 証書借入又は証券 発行 (その他) 工事、財政その他 の都合により、一部 又は全部を翌年度以 降に繰り下げて借り 入れることができる。	年5.0% 以 内 (ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる資金に ついて、利 率の見直し を行った後 においては、 当該見直し 後の利率)	据置期間を含め 30年以内 半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還等 ただし、財政そ の他の都合によ り、繰上償還をな し、又は借換えを することができ る。
球磨川上流流域 下水道事業費	17,000			
八代北部流域 下水道事業費	75,000			
流域下水道事業 会計借換債	204,600			
計	376,600			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定め
る。なお、限度額は、100,000千円と定める。

(1) 第3条 支 出

第1款 流域下水道事業費用

第1項 営業費用

第2項 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、
又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

54,061千円

令和4年度熊本県電気事業会計予算

(総 則)

第1条 令和4年度熊本県電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間販売電力量 102,766,000kWh

(2) 主要な建設改良事業

イ 緑川発電所リニューアル事業 1,201,430千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

取 入

第1款 事業収益	2,608,340千円
第1項 営業収益	2,581,320千円
第2項 営業外収益	27,020千円

支 出

第1款 事業費	2,533,700千円
第1項 営業費用	2,394,103千円
第2項 営業外費用	99,597千円
第3項 予備費	40,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,596,354千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額170,983千円、過年度分損益勘定留保資金925,371千円及び地域振興積立金500,000千円で補てんするものとする。)。

取 入

第1款 資本的収入	1,656,554千円
第1項 他会計からの返還金	265,554千円
第2項 企 業 債	1,371,000千円
第3項 荒瀬ダム関連交付金等	20,000千円

支 出

第1款 資本的支出	3,252,908千円
第1項 建設改良費	1,850,816千円
第2項 企業債償還金	586,538千円
第3項 他会計への繰出金	765,554千円
第4項 予備費	50,000千円

(積立金の目的外使用)

第5条 建設改良積立金のうち500,000千円を地域振興積立金に目的外使用する。

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
水力発電設備等 更新事業	1,371,000 千円	(借入先) 銀行、地方公共団 体金融機構、財務省、 会社、その他 (借入方法) 証書借入又は証券 発行 (その他) 工事、財政その他 の都合により、一部 又は全部を翌年度以 降に繰り下げて借り 入れることができる。 発行価格が額面金 額を下回るときは、 その発行差額をうめ るため必要な金額を 加算した額を限度額 とすることができる。	年5.0% 以 内 (ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる資金に ついて、利 率の見直し を行った後 においては、 当該見直し 後の利率)	据置期間を含め 30年以内 半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還等 ただし、財政そ の他の都合によ り、繰上償還をな し、又は借換えを することができ る。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定め
る。なお、限度額は、100,000千円と定める。

(1) 第3条 支 出

第1款 事 業 費

第1項 営 業 費 用

第2項 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、
又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

512,905千円

(たな卸資産の購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、10,000千円と定める。

令和4年度熊本県工業用水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和4年度熊本県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水箇所数	41箇所
(2) 年間総給水量	9,228,536 m ³
(3) 一日平均給水量	25,284 m ³

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

取 入	
第1款 事業収益	1,033,551千円
第1項 営業収益	669,856千円
第2項 営業外収益	363,695千円
支 出	
第1款 事業費	1,190,143千円
第1項 営業費用	1,131,883千円
第2項 営業外費用	48,260千円
第3項 予備費	10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額18,514千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額18,514千円で補てんするものとする。)。

取 入	
第1款 資本的収入	1,251,197千円
第1項 企業債	411,600千円
第2項 長期借入金	411,273千円
第3項 工事受託金	244,010千円
第4項 補助金	176,565千円
第5項 会計内返還金	7,749千円
支 出	
第1款 資本的支出	1,269,711千円
第1項 建設改良費	661,600千円
第2項 企業債償還金	292,370千円
第3項 長期借入金償還金	300,741千円
第4項 予備費	15,000千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
工業用水道事業 設備更新等事業	411,600 千円	(借入先) 銀行、地方公共団体金融機構、財務省、会社、その他 (借入方法) 証券借入又は証券発行 (その他) 工事、財政その他の都合により、一部又は全部を翌年度以降に繰り下げて借り入れることができる。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。	年5.0% 以 内 (ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる資金に ついて、利 率の見直し を行った後 においては、 当該見直し 後の利率)	据置期間を含め 30年以内 半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還等 ただし、財政そ の他の都合によ り、繰上償還をな し、又は借換えを することができ る。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。なお、限度額は、100,000千円と定める。

(1) 第3条 支 出

第1款 事 業 費

第1項 営 業 費 用

第2項 営 業 外 費 用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 71,671千円

(他会計からの補助金)

第9条 工業用水道事業運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、122,928千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、10,000千円と定める。

令和4年度熊本県有料駐車場事業会計予算

(総 則)

第1条 令和4年度熊本県有料駐車場事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 収容台数	335台
(2) 年間総駐車台数	210,432台

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

取 第1款 事業収益	入	110,007千円
第1項 営業収益		107,351千円
第2項 営業外収益		2,656千円
支 第1款 事業費	出	
第1項 営業費用		55,298千円
第2項 営業外費用		47,298千円
第3項 予備費		7,000千円
(資本的収入及び支出)		1,000千円

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額50,000千円は、地域振興積立金50,000千円で補てんするものとする。）。

取 第1款 資本的収入	入	0千円
支 第1款 資本的支出	出	
第1項 他会計への繰出金 (積立金の目的外使用)		50,000千円

第5条 建設改良積立金のうち6,473千円を地域振興積立金に目的外使用する。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、10,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。なお、限度額は10,000千円と定める。

(1) 第3条 支 出

第1款 事業費
第1項 営業費用
第2項 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

(たな卸資産の購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、1,000千円と定める。

令和4年度熊本県病院事業会計予算

(総 則)

第1条 令和4年度熊本県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数 150床

(2) 年間患者数

入院	32,850人
----	---------

外来	26,730人
----	---------

(3) 一日平均患者数

入院	90人
----	-----

外来	110人
----	------

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

取 入

第1款 病院事業収益	1,717,875千円
------------	-------------

第1項 医業収益	703,734千円
----------	-----------

第2項 医業外収益	1,014,141千円
-----------	-------------

支 出

第1款 病院事業費用	1,716,035千円
------------	-------------

第1項 医業費用	1,680,924千円
----------	-------------

第2項 医業外費用	34,611千円
-----------	----------

第3項 予備費	500千円
---------	-------

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支

出額に対し不足する額119,687千円は過年度分損益勘定留保資金119,687千円で補てんす

るものとする。）。

取 入

第1款 資本的収入	650,909千円
-----------	-----------

第1項 企業債	474,000千円
---------	-----------

第2項 一般会計負担金	176,909千円
-------------	-----------

支 出

第1款 資本的支出	770,596千円
-----------	-----------

第1項 建設改良費	493,900千円
-----------	-----------

第2項 企業債償還金	271,696千円
------------	-----------

第3項 予備費	5,000千円
---------	---------

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
病院事業設備等 更新事業	474,000 千円	(借入先) 銀行、地方公共団体金融機構、財務省、会社、その他 (借入方法) 証書借入又は証券発行 (その他) 工事、財政その他の都合により、一部又は全部を翌年度以降に繰り下げる借り入れができる。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。	年5.0% 以 内 (ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる資金に ついて、利 率の見直し を行った後 においては、 当該見直し 後の利率)	据置期間を含め 30年以内 半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還等 ただし、財政そ の他の都合によ り、繰上償還をな し、又は借換えを することができ る。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 1,074,903千円

(2) 交際費 70千円

(たな卸資産の購入限度額)

第7条 たな卸資産の購入限度額は、100,000千円と定める。